

押印見直しに伴う書面提出の運用について

那珂川市に提出する書類への押印見直しに伴い、以下のとおりとしましたのでお知らせします。

なお、市に支払いを請求する場合は債権者登録が必要となります。登録を行っていない場合は、担当窓口にお問い合わせください。

【これまでどおり押印が必ず必要な書面の例】

- ・誓約書
- ・入札書
- ・見積書
- ・契約書
- ・契約変更請書
- ・協議書

【押印が不要となる書面】

以下のとおり運用します。

押印を不要とすることができる書面については、窓口に確認してください。

《電子メールで提出する場合》

入札参加資格申請受付時に登録したメールアドレスから送られた書面は、押印不要とします。

- ・上記メールアドレスとは異なるメールアドレスを使用する場合は、監督員と協議のうえ、新しいメールアドレスを監督員に届け出てください（様式は問いません。）。
- ・使用するメールアドレスを変更した場合は、その都度、監督員に届け出てください。

《本人が直接提出する場合》

代表者又は業務担当者本人（工事請負契約に関する現場代理人又はその他契約に関して業務従事者届に記載されている方）が、対面で直接提出する場合は、押印不要とします。

この場合、本人確認のため、提出時に社員証又は名刺の提示をお願いします。

《本人以外が直接提出する場合》

書面に、代理で提出する者の氏名・連絡先を記載するか、本人が押印又は署名を行うか、いずれかで提出する場合は押印不要とします。

《郵送で提出する場合（バイク便も含む）》

押印又は署名が必要なものとします。